

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップ並びに香川県河川砂防課ホームページの「香川の河川」洪水浸水想定区域図等に、津田川及び鴨部川が大雨により氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションしている。

津田川沿いの津田地区、神前地区、富田西地区、富田中地区では、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により津田川が氾濫した場合に想定される最大浸水深は、3m から 5m 未満である。また、想定し得る最大規模の降雨による浸水継続時間は、12 時間から 24 時間未満と想定している。

一方、鴨部川沿いの鴨庄地区、鴨部地区、神前地区、造田野間田地区、長尾西地区では、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により鴨部川が氾濫した場合に想定される最大浸水深は、3m から 5m 未満である。また、想定し得る最大規模の降雨による浸水継続時間は、72 時間以上と想定している。

(土砂災害：ハザードマップ)

香川県が指定した土砂災害特別警戒区域等を基に作成した当市のハザードマップでは、市内の広範囲で「土砂災害警戒区域」があり、急傾斜地崩壊、土石流、地滑り等の危険個所に指定されている。昭和 51 年の台風 17 号では、津田地区で山崩れで死者 8 人の被害を及ぼした。

(地震：香川県地震・津波被害想定)

南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70%～80%と言われており、香川県地震・津波被害想定によると、最大クラスの地震の場合、最大で震度 6 強から震度 5 強のゆれがあると予測されている。また、地震により液状化の想定においても、沿岸部や津田川、鴨部川の流域部に高い危険度が示されている。

(津波：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、最大クラスの地震による津波の浸水深は、志度地区、鴨庄地区においては 3m～4m、津田地区、鶴羽地区においては 1m～3m が広範囲で予測されており、沿岸部における津波浸水面積は、528ha に及ぶと予測されている。

(ため池：ハザードマップ)

当市には大小多数のため池が点在しており、地震や大雨等により決壊した場合に特に甚大な被害が想定されるため池(貯水量 2 万 m³以上のため池)については、ハザードマップにより浸水想定区域が予測されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,755人（平成28年経済センサス）
- ・小規模事業者数 1,415人（平成28年経済センサス）

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設	225	219	市内全域
製造	260	214	市内全域（志度・津田・長尾に工業団地）
卸・小売	476	339	主に旧町の中心地域に分布
サービス	465	375	主に旧町の中心地域に分布
その他	329	268	市内全域
計	1,755	1,415	

(3) これまでの取組

1) 当市の取り組み

- ・さぬき市地域防災計画の策定（令和2年3月修正）
- ・さぬき市避難行動要支援者避難支援計画の策定（平成27年2月）
- ・さぬき市業務継続計画【地震・津波対策編】の策定（令和元年11月修正）
- ・さぬき市国土強靱化地域計画の策定（令和2年8月）
- ・防災訓練の実施
- ・香川県シェイクアウト訓練への参加
- ・非常用備蓄品の整備

2) 当会の取り組み

- ・事業者BCPに関する国、香川県の施策の周知
- ・事業者BCP策定の支援
- ・事業継続力強化計画の策定支援
- ・危機管理計画書の作成

II 課題

- ・「さぬき市地域防災計画」において、当会の役割が記載されていることから、当該計画に基づき、当市と当会間の協議を進める必要がある。
- ・災害時の対応について、経験やノウハウのある人材の育成。
- ・保険、共済に対する助言を行える当会職員の育成。
- ・BCP策定支援の実績並びに専門的支援を実施する人的資源の確保。

III 目標

- ・市内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・事業者BCPや事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・発災時において、当会と当市が円滑に連携できるよう、被害情報を迅速に報告できる仕組みを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・緊急時の対応を推進する専門的ノウハウ、知識を有する人材を育成する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間
令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容
当会と当市の役割分担、体制を明確にし、相互連携により以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・「さぬき市地域防災計画」について、本計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう努める。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、当市のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会政策普及チラシや市広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会では、令和2年1月に事業継続計画を作成。（別添参照）

3) 関係団体等との連携

No.	関係機関名	取組事業
①	香川県商工会連合会	①. ②. ③. ④. ⑤.
②	(公財)かがわ産業支援財団	①. ②. ③. ④. ⑤.
③	香川県よろず支援拠点	①. ②. ③. ④. ⑤.
④	香川県信用保証協会	②. ③. ④. ⑤.
⑤	日本政策金融公庫高松支店	⑥. ③. ④. ⑤.
⑥	香川県火災共済協同組合	③. ④. ⑤. ⑥.
⑦	全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損保会社	①. ②. ③. ④. ⑤. ⑥.
	東京海上日動火災保険(株)	
	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	

- ・事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）や事業継続力強化計画の策定を支援する。①
- ・会員事業者以外も対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。②

- ・小規模事業者に対する保険、共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。㊦
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、信用保証等の手続き支援を行う。㊧
- ・事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、融資斡旋等の手続き支援を行う。㊨
- ・各連携機関が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行う。㊩
- ・本事業に関する国、県及び市の補助事業や制度融資のほか、各種保険、共済制度など、小規模事業者に有益な情報の収集・提供を行う。㊪
- ・普及啓発ポスターの掲示や、チラシ等の配布依頼を行う。㊫

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画等の取組状況を確認する。
- ・当市と当会担当者にて、定期的に協議を行い、計画の進捗状況を確認するとともに、改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震：当市の予測最大震度）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもなく、そのうえで、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に災害用伝言ダイヤル171、香川県商工会ネットワーク、商工会緊急連絡網又はSNS等を利用して職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を確認し、当会と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

	・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

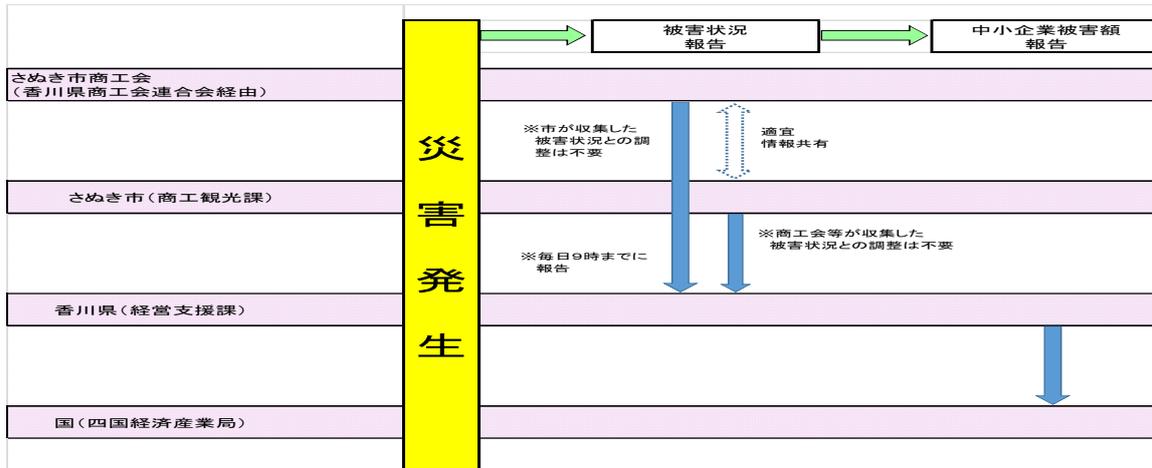
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、香川県の指定する方法にて当会（香川県商工会連合会経由）又は当市より香川県へ報告する。

被害状況報告フロー



被害状況報告フォーマット

【様式1-1】

会員被害状況調査

団体名：
 報告者：
 電話番号：
 F A X：
 メールアドレス：

年 月 日

事業所名 ※必須	住 所 ※必須 ※記載例：〇〇市〇〇町	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 総額 ※必須 ※事業の再開 に必要なら おおよそ で可。千円 単位	被害額内訳				被害状況 ※任意 ※被災状況がわかる内容があれば記載 ※記載例 ・二階建て建物が全壊（半壊、床上 浸水、床下浸水、全壊、半壊） ・約20㎡の倉庫のトタン屋根が吹き 飛んだ
					土地	建物	機械設 備	商品、 原材 料、仕 掛品等 ※任意	
1				¥0					
2				¥0					
3				¥0					
4				¥0					
5				¥0					
6				¥0					
7				¥0					
8				¥0					
9				¥0					
10				¥0					
11				¥0					

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と協議する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や香川県、当市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

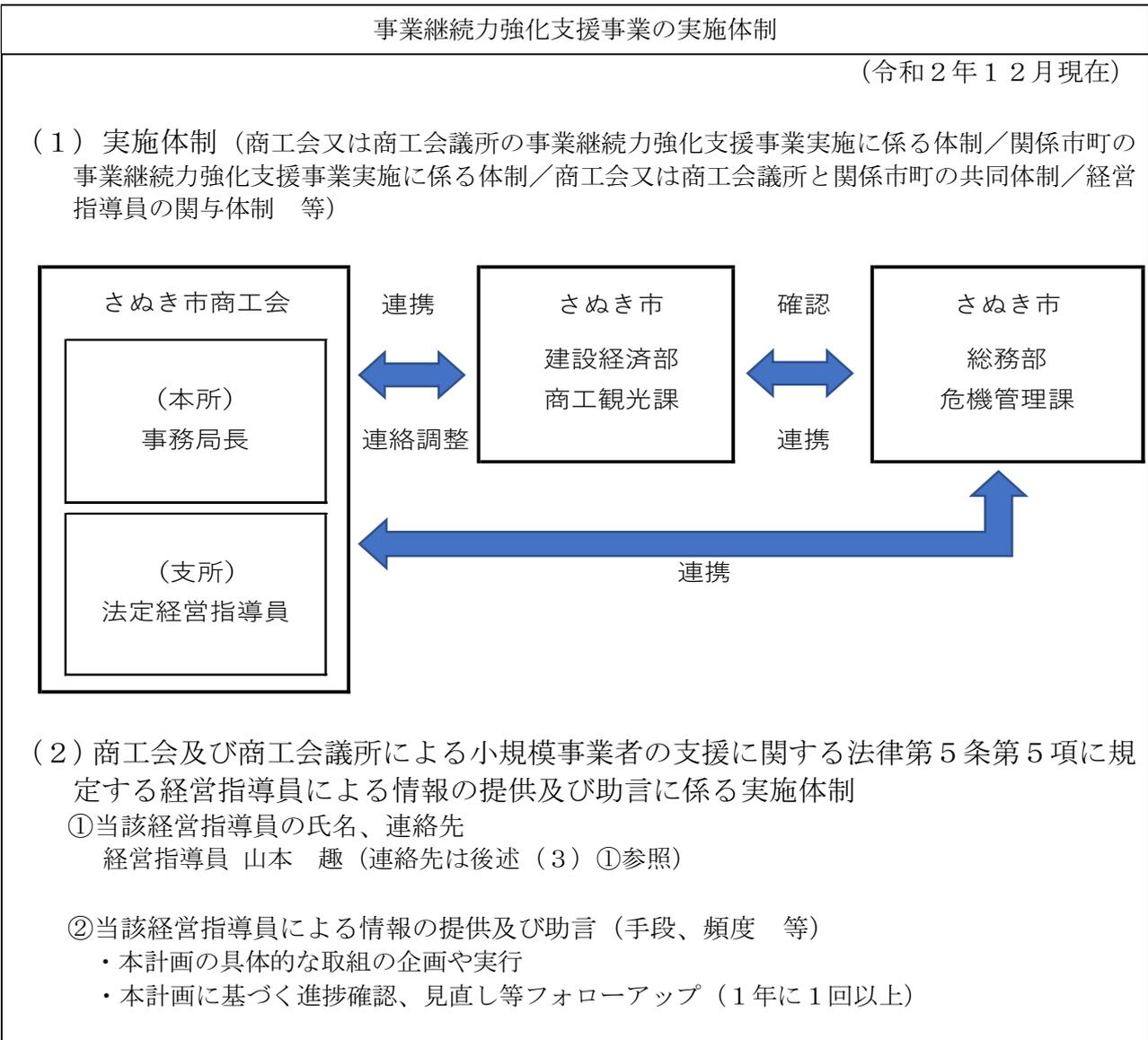
- ・国、香川県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や香川県と連携して、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や香川県と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

さぬき市商工会

〒769-2101 香川県さぬき市志度 5385-30

TEL : 087-894-3888 / FAX : 087-894-1533

E-mail : sanuki@shokokai-kagawa.or.jp

支所

〒769-2321 香川県さぬき市寒川町石田東甲 330

TEL : 0879-43-2340 / FAX : 0879-43-2450

②関係市町

さぬき市役所 建設経済部商工観光課

〒769-2195 香川県さぬき市志度 5385-8

TEL : 087-894-1111 / FAX : 087-894-4440

E-mail : syokokanko@city.sanuki.lg.jp

さぬき市役所 総務部危機管理課

〒767-8585 香川県さぬき市志度 5385-8

TEL : 087-894-1111 / FAX : 087-894-4440

E-mail : bosai@city.sanuki.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	600	600	700	700
・専門家派遣費	100	200	200	300	300
・会議運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作成費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、さぬき市補助金、香川県交付金、事業収入、受益者負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等